

令和5年度申請（6年度事業）

# 共同募金配分＜地域配分＞申請の手引き

（保育所・学童保育所配分 編）



## 邑楽町共同募金委員会

〒370-0603 邑楽町中野 1341-1

邑楽町社会福祉協議会内

TEL 0276-88-2408 / FAX 0276-88-7620

### ＜ご案内＞

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、邑楽町共同募金委員会で取り扱う「地域配分」について説明しています。

「広域配分」については、群馬県共同募金会(下記)へお問い合わせ下さい。

〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 TEL:027-255-6596 / FAX:027-255-6214

# 令和5年度共同募金〈地域配分〉申請の手引き（保育所・学童保育所編）

令和5年度共同募金は、令和6年度に実施する事業に対して配分します。  
この配分を受けるにあたっては、「**共同募金地域配分基準**」を遵守してください。

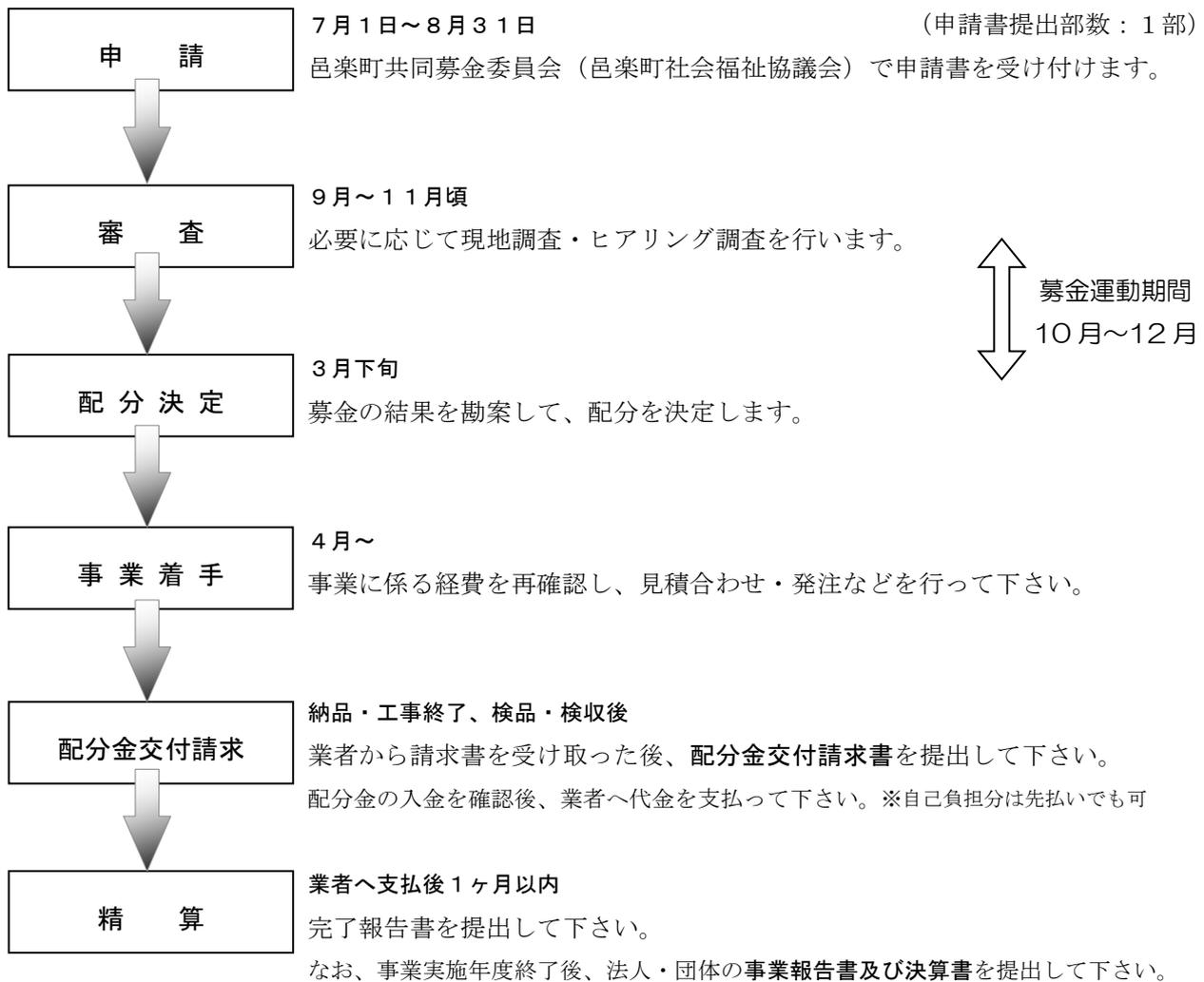
## I ●この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、次の法人・団体です。

保育所・放課後児童健全育成事業（学童保育所）を経営または運営する者

※これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせ下さい。

## II ●申請から事業実施までの流れ



### Ⅲ●配分基準等

#### 1 対象法人・団体

規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもの。

- 保育所、放課後児童健全育成事業（学童保育所）を経営または運営する者

#### 2 対象事業

福祉サービス利用者を直接処遇するための使用する建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品(※)を整備する事業

この基準で「備品」とは、原則として単価10万円以上かつ耐用年数1年以上のものをいう。

なお、いずれの事業も消費税を含めて配分対象とする。

#### 3 配分限度額

配分上限額は30万円とし、配分対象経費総額の75%以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とする。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出する。

#### 4 留意事項

- (1) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。
- (2) 地域福祉活動計画に沿った事業など、邑楽町内を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。
- (3) 保育所など施設等に対する配分は、当該施設がその専門性を活かして地域住民など施設利用者以外へサービスや情報を提供するなどを行っているか確認し、地域との関わりを考慮して行います。

### Ⅳ●配分申請書の作成方法及び提出先等

#### 1 工事の場合は、設計図面の作成・工事金額の見積

施設整備に関する図面（設置位置図・配置図・平面図・立面図等、事業内容に合わせて用意）を作成し、工事金額の見積書をとる。

申請書に添付する見積書には、建築素材や設備等の品名・品番など、より詳細な情報を記載すること。

#### 2 備品整備の場合は、備品の仕様（規格・必要な機能等）の検討・購入金額の見積

どのような仕様の備品が必要なのか、基本的なコンセプトをもって業者等に相談する。

仕様にあった備品をいくつか選び、業者から見積書をとる。（特に汎用備品は見積書2通以上とる。）

配分対象となる経費（備品本体、設置等経費、消費税）を記載した見積書を依頼すること。

#### 3 配分申請書の作成

- ①「申請事業の概要」欄：申請事業の概要、配分を必要とする理由などを記入する。
- ②「経費内訳」欄：見積書をもとに、物品別・経費別に区分けして記入する。
- ③「資金内訳」欄：配分金、補助金、自己資金等の金額を申請書の「資金内訳」欄に記入する。

配分金額は千円単位（千円未満切り捨て）なので注意する。

④ 添付書類を用意する。

- ・見積書のコピー（2通以上\*）、カタログ（仕様の記載のあるもの、該当部分のコピーでも可）

\*家電など汎用備品を申請する場合は、見積書を2通以上とること。

- ・定款・会則のコピー

- ・令和4年度の法人・団体の事業報告書・決算書（申請時に提出できない場合は9月末日までに）※

※決算書：施設毎の内訳を記載した収支計算書及び法人全体の貸借対照表を必ず添付すること。

- ・令和5年度の法人・団体の事業計画書・予算書

- ・その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

#### 4 申請方法

- ① 受付窓口：邑楽町支会（邑楽町社会福祉協議会）

- ② 受付期間：令和5年7月1日～8月31日（郵送可、期間内に提出のこと）

同封の申請書用紙をご活用ください。

また、邑楽町社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

[URL] <http://oura-syakyo.jimdo.com/>